

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

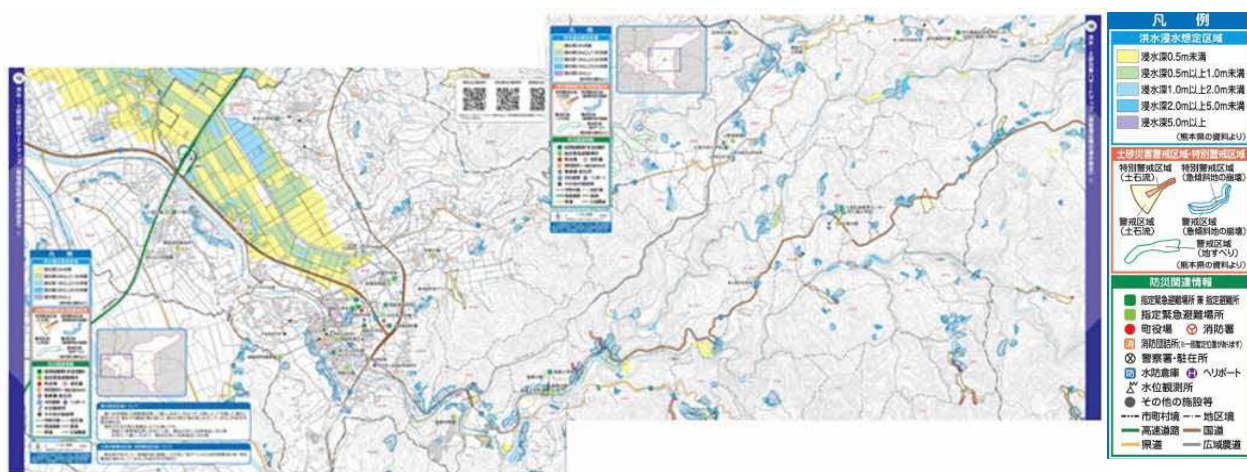
(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

御船町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、3 mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区のほとんどが御船川の流域に位置しており、そのほぼ全ての範囲で1 m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

御船町のハザードマップによると、中山間の一部の地域で地滑り、土砂災害が生じる恐れがあるエリアが存在するが、商工業の立地は少ない。



洪水・土砂災害ハザードマップ： 緑川水系御船川（県管理区間）、八勢川、矢形川、天水川が氾濫した場合

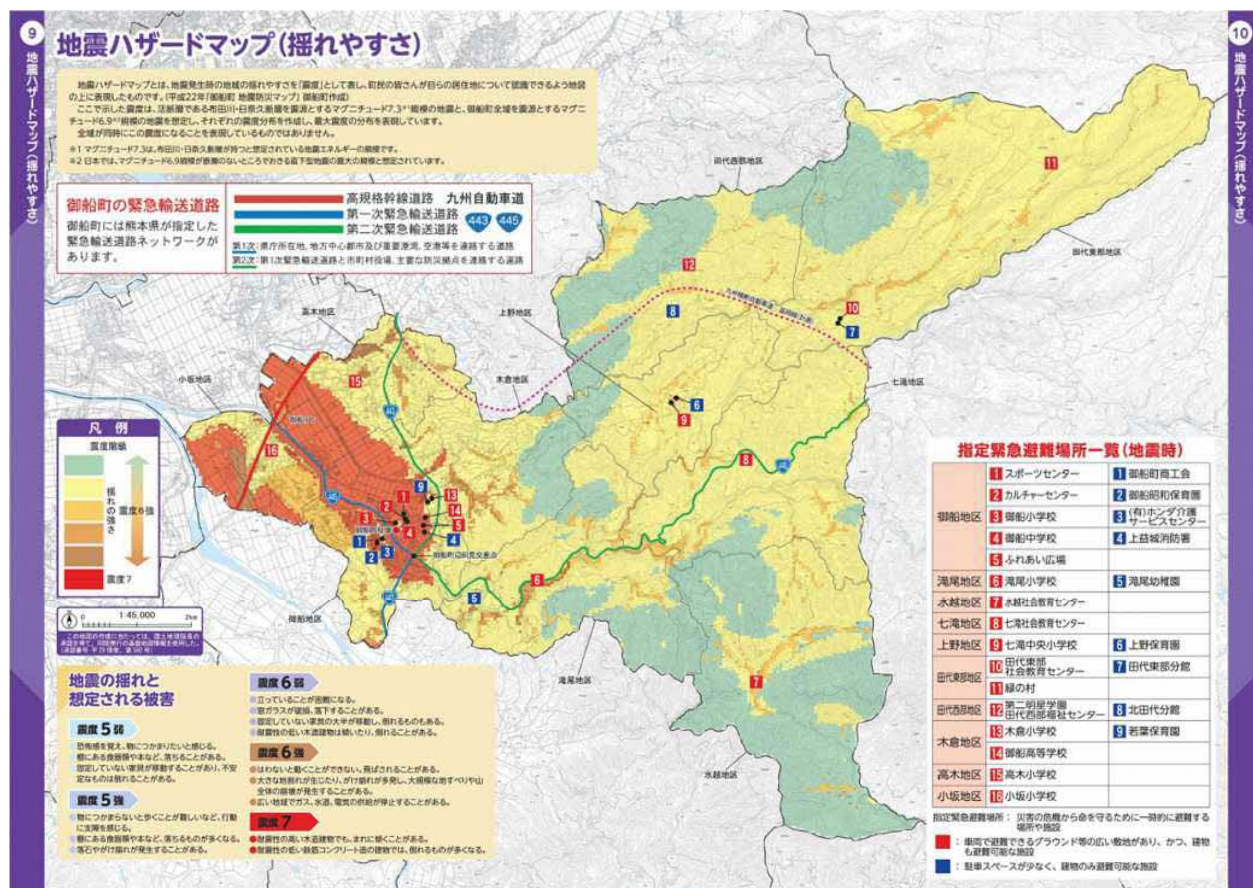


緑川水系緑川、御船川（国管理区間）が氾濫した場合

(地震：J-SHIS)

御船町のハザードマップによると、御船町周辺には2つの活断層（布田川・日奈久断層）があり、当会が立地する市街地地域及び市街地の商業地区では、震度7の規模の地震が想定されている。

また、地震ハザードステーションの防災地図によると、マグニチュード7.3以上の規模の地震が今後30年間で6～16%の確率で発生するとされている。



(感染症)

新型コロナウイルスは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザ等であって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(その他)

御船町の西部から中央部は、一級河川緑川の中流部に注ぐ御船川や矢形川の両岸に広がる標高10m前後の平坦地となっており、これまで度々豪雨による洪水災害が繰り返されてきた。特に、昭和63年の大雨は、時間雨量101mmを記録し御船川流域は広い範囲で多大な被害に見舞われ、御船川が約30mにわたり堤防が決壊し、死者2名、1,643人、514世帯が被災した。

その後、大規模な河川改修が行われ、以降堤防の決壊は発生していないが、町の中心市街地では住宅開発等による大雨時の慢性的な内水被害が発生している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 608人
- ・小規模事業者数 496人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	118	110	町内に広く分散している。
	製造業	57	45	〃
	卸・小売業	185	136	〃
	宿泊・飲食業	42	31	〃
	サービス業	117	97	〃
	その他	89	77	〃

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品等の備蓄
- ・御船町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・御船町新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの策定

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・御船町商工会危機管理マニュアル策定（平成25年3月）
- ・御船町商工会事業継続計画策定（令和3年1月）
- ・くまもと共済と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・御船町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足といった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認に関し、連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCP策定を推進するため、地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを実施する。

- ・事業所が策定した事業継続計画（ＢＣＰ）や事業継続力強化計画の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

本計画と御船町地域防災計画や御船町新型インフルエンザ等対策行動計画並びに御船町新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインとの整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

< 定量目標 >

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	5	5	5	5	5

BCP策定件数：経営指導員・経営支援員1名あたり1件を策定目標とする。

2) 商工会自身の事業継続計画作成

- ・当会は、令和3年1月 御船町商工会事業継続計画 を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続の取り組みに関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・BCP策定セミナーや策定にあたっては、損害保険会社等との連携を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・当会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.3の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

＜2 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・当会の事業継続計画に従い、SNSで迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、御船町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる被災状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町又は当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・当町で取りまとめた御船町新型インフルエンザ等対策行動計画並びに御船町新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

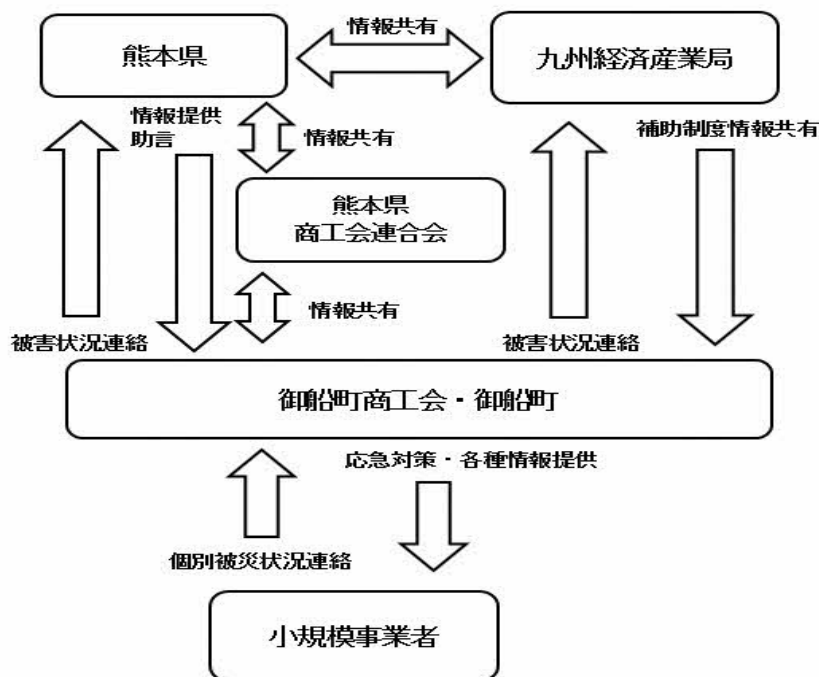
＜ 3 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築するとともに、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

また、当会と当町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておき、共有した情報を、熊本県商工振興金融課並びに熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAX（不通の場合は電話）にて報告する。

感染症流行の場合も、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、当会（会長）と当町（商工観光課長）が御船町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定する。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、当会及び御船町共通で用いるものとする。

②被害額の算定対象

御船町防災地域計画に基づき、当会・御船町が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住宅被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握

するものとするが、町災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品・仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとする。

＜4 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

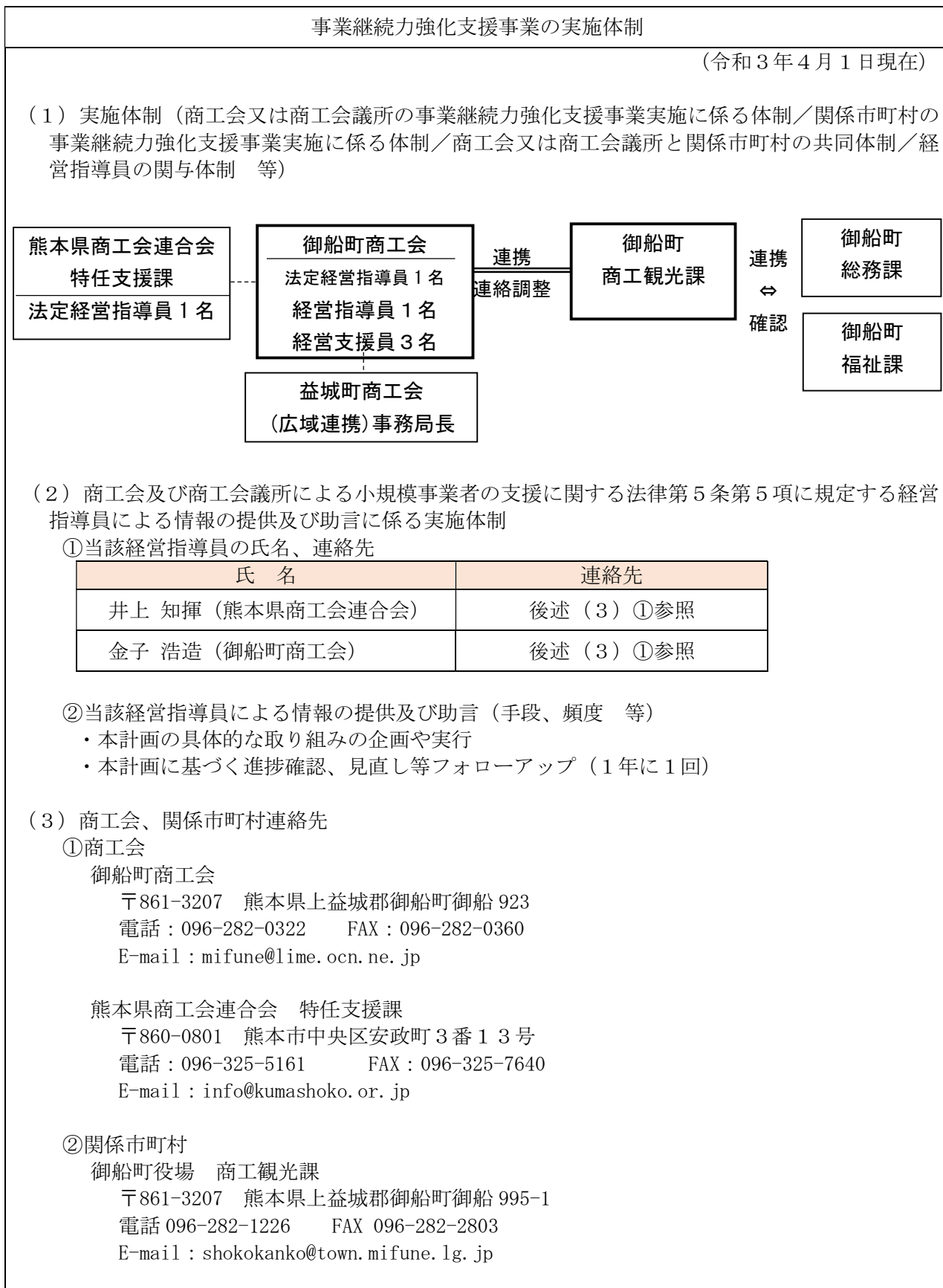
- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について御船町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
講師謝金	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
講師旅費	3	3	3	3	3
郵券費	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
資料印刷費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
防災、感染症対策費	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	